

池田町企業版ふるさと納税実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業版ふるさと納税（地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号の規定によるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。以下同じ。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定により定めた池田町まち・ひと・しごと創生推進計画における池田町まち・ひと・しごと創生推進事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 池田町の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う、10万円以上の寄附金をいう。

(寄附金の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、池田町企業版ふるさと納税寄附申出書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。

(寄附の受領等)

第4条 町長は、前条の規定により申出のあった寄附金について、寄附対象事業における事業費の範囲内により受領するとともに、当該法人に受領証（別記様式第2号）を交付するものとする。

- 2 寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合、町長は、事業費が確定した後、寄附対象法人に対して事業費確定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。
- 3 町長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。
 - (1) 寄附金の受領が公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
 - (2) 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(公表)

第5条 町長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、町のホームページに掲載する方法等により公表するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか事業の実施において必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月 7日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

池田町企業版ふるさと納税寄附申出書

年 月 日

池田町長 あて

法人の住所

法人の名称

代表者の氏名

(印)

池田町が実施する池田町まち・ひと・しごと創生推進事業に対し、下記のとおり寄附することを申し出ます。

記

1. 事業の名称

2. 寄附申出額

円

3. 寄附の方法

郵便払込 ・ 銀行振込 ・ 現金書留 ・ 窓口持参

4. 寄附の内容等の公表

寄附の内容（企業名、所在地、寄附金額）を、池田町ホームページにより公表することに

同意します ・ 同意しません

別記様式第2号（第4条関係）

受領証

年 月 日

（法人の名称）

（代表者の氏名） 様

池田町長

地域再生法第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

1. 事業の名称

池田町まち・ひと・しごと創生推進事業

2. 寄附年月日

年 月 日

3. 寄附金額

金 円

4. 寄附を充当する事業の詳細

事業費確定通知書

年 月 日

（法人の名称）

（代表者の氏名） 様

池田町長

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、年度の事業費が確定したことを報告します。

記

1. 寄附を充当した事業の詳細

2. 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費	:	円
当該事業に対する寄附の受領額	:	円
うち貴社からの寄附の受領額	:	円